

議案第49号

長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和7年9月2日

長与町長 吉田慎一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の施行に伴い、部分休業に係る職員の給与の減額について所要の改正を行うもの。

長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第17号）  
の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」  
を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超  
えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。